

議案第30号 説明資料

幕別町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>○幕別町立幼稚園設置条例 (昭和52年12月21日 条例第41号)</p> <p>第1条及び第2条 略 <u>(職員)</u></p> <p>第3条 幼稚園に次の職員を置く。 園長 1名 教諭 4名 事務職員 1名 公務補 1名 <u>(費用の納付)</u></p> <p>第4条 幼稚園に入園した幼児の保護者は、次の入園料及び保育料を納付しなければならない。 入園料年額 3,000円 保育料月額 7,000円</p> <p>2 前項の入園料及び保育料は、入園料にあつては4月末日、保育料にあつては毎月末日までにそれぞれ納付しなければならない。ただし、当該納付期限が休日、日曜日又は土曜日にあたるときは、その日後においてその日に最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日までに納付するものとする。</p> <p><u>(費用の減免)</u></p> <p>第5条 保育料は、園児の出席日数により、これを減免することがない。ただし、幼稚園の都合により全月休業の場合、又は学校保健安全法（昭和33年法律</p>	<p>○幕別町立幼稚園設置条例 (昭和52年12月21日 条例第41号)</p> <p>第1条及び第2条 略 <u>(職員)</u></p> <p>第3条 幼稚園に園長、教諭、事務職員その他必要な職員を置く。</p> <p><u>(保育料)</u></p> <p>第4条 幼稚園に入園した幼児（以下「園児」という。）の保護者又は扶養義務者は、別表第1に規定する保育料を納付しなければならない。 2 月の中途において保育の利用を開始し、又は終了した場合は、別に定めるところによりその月の保育料は日割計算とする。</p> <p><u>(延長保育料)</u></p> <p>第5条 延長保育を利用する園児の保護者又は扶養義務者は、あらかじめ町長の承認を受けるとともに延長保育料を町長に納付しなければならない。 2 延長保育料の額は、別表第2に定めるとおりとする。</p> <p><u>(保育料等の減免)</u></p> <p>第6条 保育料は、園児の出席日数により、これを減免することがない。ただし、幼稚園の都合により全月休業の場合又は学校保健安全法（昭和33年法律</p>

現 行 条 例	改 正 条 例																
<p>律第56号) 第19条の規定に基づき出席停止が全月にわたる場合は、これを減免する。</p> <p>2 幼児の属する世帯の所得の状況に応じ入園料、保育料を減免することができる。</p> <p>3 退園した園児が再入園した場合、又は前年度に引き続き入園した場合の入園料は、免除する。</p> <p>(規則への委任) 第6条 略</p>	<p>第56号) 第19条の規定に基づき出席停止が全月にわたる場合は、これを減免する。</p> <p>2 町長は、必要があると認めるときは、保育料又は延長保育料（以下「保育料等」という。）を減免又は納付の期日を延期することができる。</p> <p>(保育料等の納付期限) 第7条 保育料等の納付期限は、毎月指定する期日までとする。ただし、町長は、必要があると認めるときは、別に納付期限を定めることができる。</p> <p>(規則への委任) 第8条 略</p> <p>別表第1（第4条関係）保育料金表</p> <table border="1" data-bbox="1146 703 2145 1257"> <thead> <tr> <th colspan="2">階 層 区 分</th> <th>保育料の額（月額）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1階層</td> <td>生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>第2階層</td> <td>第1階層を除く市町村民税非課税世帯（市町村民税均等割のみ課税世帯を含む。）</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>第3階層</td> <td rowspan="3">第1階層及び第2階層を除く市町村民税課税世帯であって、所得割課税額の区分が次の区分に該当する世帯</td> <td>所得割課税額 77,100円以下</td> </tr> <tr> <td>第4階層</td> <td>所得割課税額 77,101円以上 211,200円以下</td> </tr> <tr> <td>第5階層</td> <td>所得割課税額 211,201円以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1 この表の第2階層における「均等割」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、同項第2号の所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、同法附則第</p>	階 層 区 分		保育料の額（月額）	第1階層	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）	0円	第2階層	第1階層を除く市町村民税非課税世帯（市町村民税均等割のみ課税世帯を含む。）	2,000円	第3階層	第1階層及び第2階層を除く市町村民税課税世帯であって、所得割課税額の区分が次の区分に該当する世帯	所得割課税額 77,100円以下	第4階層	所得割課税額 77,101円以上 211,200円以下	第5階層	所得割課税額 211,201円以上
階 層 区 分		保育料の額（月額）															
第1階層	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）	0円															
第2階層	第1階層を除く市町村民税非課税世帯（市町村民税均等割のみ課税世帯を含む。）	2,000円															
第3階層	第1階層及び第2階層を除く市町村民税課税世帯であって、所得割課税額の区分が次の区分に該当する世帯	所得割課税額 77,100円以下															
第4階層		所得割課税額 77,101円以上 211,200円以下															
第5階層		所得割課税額 211,201円以上															

現 行 条 例	改 正 条 例				
	<p><u>5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は、適用しないものとする。</u></p> <p><u>2 4月から8月までの月分の保育料の額にあっては前年度分の所得割課税額を基に、9月から翌年3月までの月分の保育料の額にあっては当該年度分の所得割課税額を基に決定するものとする。</u></p> <p><u>3 園児の属する世帯の階層区分を証明することができない場合は、当該世帯については、第5階層にあるものとみなしてこの表を適用する。</u></p> <p><u>4 園児の属する世帯が次に掲げる世帯の場合で、次表に掲げる階層に認定された場合は、この表の規定にかかわらず、それぞれ次表に掲げる保育料とする。</u></p> <p>(1) 「母子世帯等」 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第17条及び第31条の7に規定する配偶者のない者で現に園児を扶養しているものの世帯</p> <p>(2) 「在宅障害児（者）のいる世帯」 次に掲げる児（者）を有する世帯をいう。</p> <p>ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者</p> <p>イ 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に定める療育手帳の交付を受けた者</p> <p>ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者</p> <p>エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児又は国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者</p> <p>(3) 「その他の世帯」 保護者の申請に基づき、生活保護法（昭和25法律第144号）に定める要保護者等特に困窮していると町長が認めた世帯</p> <table border="1" data-bbox="1227 1203 1973 1283"> <thead> <tr> <th>階層区分</th> <th>保育料の額（月額）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第2階層</td> <td>0円</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>5 第2階層から第5階層までの世帯であって、同一世帯で2人以上の満3歳から小学校3年生までの範囲内の児童が幼稚園、認定こども園に入所又は小学校に就学している場合において、次表の第1欄に掲げる園児については、第2欄により計算して得た額を保育料の額とする。</u></p>	階層区分	保育料の額（月額）	第2階層	0円
階層区分	保育料の額（月額）				
第2階層	0円				

現 行 条 例

改 正 条 例

第1欄	第2欄
ア 1人就園の場合及び同一世帯から2人以上就園している場合の最年長者(第1子)	保育料金表に定める額
イ 同一世帯から2人以上就園している場合の次年長者(第2子)	保育料金表に定める額 ×0.5
ウ 同一世帯から3人以上就園している場合の上記以外の園児(第3子以降)	0円

(注) 算出した額に10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

別表第2 (第5条関係)

区分	保育料の額
延長保育料	1人1時間当たり200円

備考 延長保育料の1月当たりの限度額は、4,000円とする。